

1. 感染防止行動の実践

【3つの場面での行動のポイント】

特措法第24条第9項
に基づく道民の皆様等
に対する協力の要請

基本行動 手洗い、咳エチケット、マスク着用、人との距離を取る

1 外出の際には

行動の ポイント

- ・体調が悪いときには、外出を控える。
- ・重症化リスクの高い方と接する際はリスク回避行動を徹底する。
- ・「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域を含む都府県（※）との不要不急の往来を控える。※ 宮城県、大阪府、兵庫県、東京都、京都府、沖縄県（R3.4.12現在）
- ・また、外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える。

2 飲食の際には

行動の ポイント

- ・業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用する。
- ・「黙食」を実践する（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用）。

3 職場内では

行動の ポイント

- ・業種別ガイドラインや北海道スタイルの実践を進める。
- ・休憩場所など、感染リスクが高い場所での対策を徹底する。
- ・テレワークや時差出勤を推進する。

2

改訂後
R3.4.17施行

札幌市内における協力要請

考え方

札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への拡大を防ぐため、道の警戒ステージ4相当の強い措置を講じる

期間

令和3年4月17日(土)から5月14日(金)まで

目標

道の警戒ステージ3相当（国のステージⅡ）以下を目指す

特措法第24条第9項に基づく協力要請等の実施

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

◆感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市との不要不急の往来を控える

（※札幌市の新規感染者数293人/週以下、病床数110床以下を目安とし、感染状況に応じて期間中の解除も検討する）

全道でのゴールデンウィークにおける協力要請

ゴールデンウィークは、人の移動や会食機会が一層活発化する時期であり、全国的に感染が拡大する中、感染の再拡大を防止するためにも、特に次の場面での感染防止行動を徹底する。

移動の場面では

- ・「外出」「飲食」「職場」の「3つの場面」における感染防止行動の実践を特に徹底する。
- ・大人数での会食が避けられない場合は旅行を控える、あるいは旅行の延期を検討する。

花見の場面では

- ・混雑する場所を避け、宴会を控える。

3

当面の道の取組①

札幌市内 【札幌市と連携した取組】

再拡大の予兆の探知 **※全道でも実施**

- 変異株に対する監視体制の強化
- 感染拡大地域での高齢者施設などへの積極的検査
- 国のモニタリング検査の活用
- 旅行者などに対する道独自のPCR検査の試行

ワクチン接種の円滑な実施等 **※全道でも実施**

- 医療従事者向けワクチン接種の円滑な実施
- 市町村におけるワクチン接種体制の構築を支援
- ワクチン接種に関する相談体制の強化

繁華街における感染防止対策の徹底

- 市内飲食店に対する感染防止対策の注意喚起
- 接待を伴う飲食店における対策マニュアルに基づく取組を実践する店舗への支援

職場におけるテレワークの推進

- テレワーク導入への支援や「テレワーク推進サポートセンター」開設による市内企業等のテレワークを推進

公共施設等における感染防止対策の徹底等

- 札幌市の公共施設における一部利用制限
- 札幌市の公共施設における感染防止行動の徹底の注意喚起
- 札幌市の市有施設における炊事の利用中止
- 河川敷地(琴似発寒川等)における感染防止行動の徹底の注意喚起

4

当面の道の取組②

全道

来道者等に対する注意喚起の実施等

- 空港、JR駅、フェリーターミナルなどでの感染防止行動の注意喚起
 - ・道内各空港において、サーモグラフィーによる体温測定とチラシ配布
 - ・フェリーターミナルにおいて、発熱等がある方は、乗船を見合わせていただく場合があることを周知
 - ・札幌駅や新千歳空港駅、道内新幹線駅において、ポスターやアナウンスを通じた注意喚起
- コンビニなどでの音声アナウンスによる注意喚起
- 観光事業者と旅行者の双方による感染防止対策の推進
 - ・「新しい旅のスタイル」の実施を踏まえた対策の検討
 - ・宿泊施設等におけるポスターやアナウンスを通じた注意喚起
 - ・メディアを活用した旅行者等への感染防止対策の注意喚起

基本的な感染防止行動の再徹底

- 市町村施設やイベント等における注意喚起の協力依頼
- 新型コロナウイルス感染症に係る普及啓発パネル展の開催

教育機関が一丸となった感染防止対策の徹底

- 校内でのマスク着用、手指消毒、距離、会話など基本ルールの遵守・習慣化
- クラウドサービスを活用した「体調・行動確認システム」等による児童生徒の主体的な感染防止行動の促進
- 修学旅行、部活動等の実施に際し、業種ごとや種目ごとの感染予防ガイドライン遵守の徹底
- 差別や偏見の防止、心の不安に対応する「子ども相談支援センター」の周知、スクールカウンセラー等の派遣

道立公園等における感染防止対策の徹底

- 通常の感染予防対策に加え、花見時期の宴会自粛や混雑防止について看板や放送により周知
- 感染状況や混雑状況によっては公園の入場制限等の対応を検討
- パトロール等で河川敷地や海岸で飲食が行われている場所等を把握した場合は啓発看板を設置

5